5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<個人住民税及び森林環境税>

別紙2 移転先一覧

移車	云先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③提供す る情報	④対象となる 本人の数	⑤対象となる本人 の範囲	⑥提供方法	⑦時期・ 頻度
1	総務部人事課	番号法第9条第1項、番号 法第9条第2項、豊橋市行 政手続における特定の個 人を識別するための番号 の利用等に関する条例	・児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		10万人以上 100万人未満	個人住民税及び森 林環境税の納税義 務者とその扶兼象配 連者(控除対策象配 連者(控除対策象配 側者、扶養者等) のうち、者	その他(庁 内連携シス テム)	照会を受けた都度
2	財務部市民税課	番号法第9条第1項、番号 法第9条第2項、豊橋市行 政手続における特定の個 人を識別するための番号 の利用等に関する条例	・災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による罹災証明書の交付又は被災者台 帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税及び森 林環境税の納税義 務者とその扶養関 連者(控除対象配 偶者、扶養者等) のうち、個人番号 を有する者	その他(庁 内連携シス テム)	照会を受けた都度
3	福祉部国保年金課	法第9条第2項、豊橋市行 政手続における特定の個	・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収 又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴 収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関す る事務であって主務省令で定めるもの ・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に準じて行う後期高 齢者福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税及び森 林環境税の納税義 務者とその扶養関 連者(控除対象配 偶者、扶養者等) のうち、個人番号 を有する者	その他(庁 内連携シス テム)	照会を受けた都度
4	福祉部長寿介護課	番号法第9条第1項、番号 法第9条第2項、豊橋市行 政手続における特定の個 人を識別するための番号 の利用等に関する条例	・老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税及び森 林環境税の納税義 務者とその扶養関 連者(控除対象配 偶者、扶養者等) のうち、個人番号 を有する者	その他(庁 内連携シス テム)	照会を受けた都度
5	福祉部障害福祉課	法第9条第2項、豊橋市行 政手続における特定の個	・児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの・身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの・知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの・豊橋市障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第45号)による障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第19号)による精神障害者医療費の助成に関する条例(平成5年豊橋市条例第19号)による精神障害者医療費の助成に関する条例(平成5年豊橋市条例第19号)による精神障害者医療費の助成に関する条例(平成5年豊橋市条例第19号)による精神障害者医療費の助成に関する条例(平成5年豊橋市条例第19号)による精神障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に係る費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税及び森 林環境税の納税義 務者とその扶養関 連者(控除対象配 偶者、扶養者等) のうち、個人 を有する者	その他(庁 内連携シス テム)	照会を受けた都度
6	福祉部生活福祉課	番号法第9条第1項、番号 法第9条第2項、豊橋市行 政手続における特定の個 人を識別するための番号 の利用等に関する条例	・生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税及び森 林環境税の納税義 務者とその扶養関 連者(控除対象配 偶者、扶養者等) のうち、個人番号 を有する者	その他(庁 内連携シス テム)	照会を受けた都度

7	こども未来 部子育て支 援課	番号法第9条第1項、番号 法第9条第2項、豊橋市行 政手続における特定の個 人を識別するための番号 の利用等に関する条例	・児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・豊橋市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第11号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの ・豊橋市母子父子福祉手当支給条例(昭和49年豊橋市条例第11号)による母子父子福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの ・豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年豊橋市条例第49号)による母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年豊橋市条例第49号)による母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年豊橋市条例第49号)による母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年豊橋市条例第49号)による母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年豊橋市条例第49号)による母子となるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税及び森 林環境税の納税義 務者とその扶養関 連者(控除対象配 偶者、扶養者番 のうち、個人番号 を有する者	その他(庁 内連携シス テム)	照会を受けた都度
8	こども未来 部保育課	番号法第9条第1項、番号 法第9条第2項、豊橋市行 政手続における特定の個 人を識別するための番号 の利用等に関する条例	・児童福祉法による、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・私立幼稚園への通園児の保護者に対する私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関	10万人以上 100万人未満	個人住民税及び森 林環境税の納税義 務者とその扶養関 連者(控除対象配 偶者、扶養者等) のうち、個人番号 を有する者	その他(庁 内連携シス テム)	照会を受 けた都度
9	健康部保健医療企画課	法第9条第2項、豊橋市行 政手続における特定の個	・予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実 費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114 号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種 の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税及び森 林環境税の納税義 務者とその扶養関 連者(控除対象配 偶者、扶養者等) のうち、個人番号 を有する者	その他(庁 内連携シス テム)	照会を受けた都度
10	健康部健康増進課	番号法第9条第1項、番号 法第9条第2項、豊橋市行 政手続における特定の個 人を識別するための番号 の利用等に関する条例	・健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税及び森 林環境税の納税義 務者とその扶養関 連者 (控除対象配 偶者、扶養者等) のうち、個人番号 を有する者	その他(庁 内連携シス テム)	照会を受 けた都度
11	健康部こども保健課	番号法第9条第1項、番号 法第9条第2項、豊橋市行 政手続における特定の個 人を識別するための番号 の利用等に関する条例	・母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの・健康保険法(大正11年法律第70号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に準じて行う小児慢性特定疾病医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの・児童福祉法に準じて行う小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に準じて行う育成医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税及び森 林環境税の納税義 務者とその扶養関 連者(控除対象配 偶者、扶養者等) のうち、個人番号 を有する者	その他(庁 内連携シス テム)	照会を受けた都度
12	建設部住宅課	法第9条第2項、豊橋市行 政手続における特定の個	・公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの ・住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	係情報	10万人以上 100万人未満	個人住民税及び森 林環境税の納税義 務者とその扶養関 連者(控除対象配 偶者、扶養者等) のうち、個人番号 を有する者	その他(庁 内連携シス テム)	照会を受けた都度